

## 尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、尼崎市域を運行する公共交通事業者が新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に講じることができるよう支援するため、公共交通事業者自らが行うその運行する車両内における安全・安心確保や衛生確保に向けた経費に対して、補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって市民生活や経済活動を支える地域公共交通の機能維持に寄与することを目的とする。

### (補助対象事業者)

第2条 本要綱に基づく補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表1に掲げる者とする。

### (補助対象経費等)

第3条 本要綱に基づく補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和2年4月7日から令和2年12月31日までの間に補助対象事業者が支払った経費とし、かつ、別表2「補助対象」の欄に示す運行系統に係る同表「補助対象経費の区分」の欄に掲げる経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、他の地方公共団体等から本要綱に基づく補助金以外の補助対象経費に関する補助金を受ける場合は、当該補助金の額を除いた額を補助対象経費とする。
- 3 補助対象事業者は、本要綱に基づく補助金以外の補助対象経費に関する補助制度（以下「他の補助制度」という。）について調査を行い、他の補助制度の活用努めなければならない。
- 4 本要綱に基づき交付する補助金の補助率及び補助の限度額は、別表2「補助対象経費の区分」に応じ、同表「補助率及び限度額」の欄に定めるとおりとする。

### (補助金交付申請)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、本要綱の施行の日から令和3年1月31日までの間に市長に提出しなければならない。

### (交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、審査の上、予算の範囲内で交付決定を行い、尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）を補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定に必要な条件を付することができる。

### (交付決定の取消し等)

第6条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交

付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 尼崎市暴力団排除条例第2条第2号から第4号までに掲げる者のいずれかに該当するとき。
- (4) 本要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める行為があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付する必要がないと認めたとき。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消されたときは、既に当該取消しに係る部分に相当する額の補助金が交付されているときは、直ちに、当該額の補助金を市長に返還しなければならない。

(交付決定の変更の申請)

第7条 補助対象事業者は、第5条の規定により補助金の交付決定の通知を受けたのち、その内容を変更しようとするときは、尼崎市公共交通感染症防止対策交付決定変更申請書(様式第3号)(以下「交付決定変更申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 市長は前条の規定により交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、尼崎公共交通感染症防止対策補助金交付決定変更通知書(様式第4号)(以下「交付決定変更通知書」という。)を補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定の変更に必要な条件を付すことかできる。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付決定後、その交付決定に係る申請の取下げをするときは、速やかにその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象事業者は、補助対象の事業が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は当該事業の完了の日が属する年度の2月末日のいずれか早い日まで、尼崎市公共交通感染症防止対策補助金完了実績報告書(様式第5号)(以下「完了実績報告書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定により提出された完了実績報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、補助対象の事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付額確定通知書(様式第6号)(以下「確定通知書」という。)を補助対象

事業者へ通知するものとする。

- 2 補助対象事業者は、市長が前項の規定に基づく審査のために必要な書類の提出、現地調査等を求めたときは、これを拒んではならない。

#### (補助金の請求)

第12条 補助対象事業者は、前条第1項の規定による確定通知書の通知を受けたのち、補助金の支払いを受けようとするときは、尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付請求書(様式第7号)(以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

#### (補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の正当な請求を受けた場合は、請求書を受理した日から30日以内に、補助対象事業者に対し補助金を交付するものとする。

#### (補助金の返還)

第14条 補助対象事業者は、既に交付を受けている補助金に過払いが生じる場合は、速やかに当該過払い部分に係る補助金を市長に返還しなければならない。

#### (補助金の整理)

第15条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助金の交付を受けた日から10年間保存しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項に規定する帳簿等について、市長の求めによりすみやかに提出しなければならない。

#### (取得財産等の管理等)

第16条 補助対象事業者は、本要綱に基づく補助金を活用して取得し、又はその効用が増加した財産等(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

#### (取得財産等の処分の制限)

第17条 補助対象事業者は、取得財産等でその単価が50万円以上のもの(以下「処分制限財産等」という。)について、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け若しくは担保に供し、又は補助金の交付の目的及び当該処分制限財産等の耐用年数を勘案して市長が定める期間内に廃棄してはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項に規定する各行為(以下「処分」という。)に係る同項の承認を受けようとするときは、あらかじめ尼崎市公共交通感染症防止対策補助金財産処分承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、補助対象事業者が、第1項の承認を受けて処分制限財産等の処分を行い、その処分

に伴う収入を得ている場合には、その収入の一部を本市に納付させることができるものとする。

(その他)

第18条 本要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定を受けた補助対象事業者については、第6条及び第14条から第18条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱の改正は、令和2年11月24日から施行する。

別表 1 (第 2 条関連)

補助対象事業者		
路線バス	一般乗合旅客自動車運送事業者 (道路運送法第 9 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。)	公益社団法人兵庫県バス協会の乗合会員のうち、本市域内において現に道路運送法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する路線定期運行をする系統を有する者。ただし、地方公営企業は除く。

別表 2 (第 3 条 関連)

補助対象	補助対象経費の区分	補助率及び限度額		
補助対象事業者が路線定期運行をする一般路線バスのうち、本市域内に 1 以上の停留所を有する運行系統（その運賃及び料金について道路運送法第 9 条第 3 項の規定による届出をしているものに限る。）	1 運転席感染防止設備（運転席仕切りカーテン隔壁等）の設置等に要する経費 ※道路交通法等関係法令を遵守したものに限る。	補助対象事業者が負担する経費（国や他の地方自治体等から交付される補助金を除いた額）の 1/2 以内とし、かつ、補助対象となる運行系統に係る車両数に応じて設定した右欄に掲げる限度額の範囲内とする	補助対象系統に係る車両数	1 事業者あたり 限度額
	～ 50 台		4 2 千円	
	51 ～ 150 台		2 2 8 千円	
	151 台 ～		7 8 0 千円	
	2 車両内における衛生確保のための消毒作業や抗菌対策等に要する経費		補助対象系統に係る車両数	1 事業者あたり 限度額
	～ 50 台		7 0 千円	
	51 ～ 150 台		3 8 0 千円	
	151 台 ～		1, 3 0 0 千円	
	3 利用客に係る手指消毒のための用品等の購入や感染対策への協力要請等に要する経費		補助対象系統に係る車両数	1 事業者あたり 限度額
	～ 50 台		2 1 0 千円	
	51 ～ 150 台		1, 1 4 0 千円	
	151 台 ～		3, 9 0 0 千円	
4 乗務員の健康管理のための検温機器（医療用非接触型体温計）の購入等に要する経費	補助対象系統に係る乗務員数	1 事業者あたり 限度額		
～ 100 人	6 0 千円			
101 人 ～	1 1 0 千円			

※ 1 限度額を区分する車両数又は乗務員数は、本要綱の施行の日現在のものとする。

※ 2 この表に規定する「経費」は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする。

(様式第1号)

令和 年 月 日

尼崎市 長 へ

補助対象事業者

所在地

名称

代表者氏名

### 尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付要綱第4条の規定により必要書類を添えて申請します。

記

1 補助金を受けようとする額

円

2 補助事業の概要

別紙のとおり

3 他の補助制度活用の予定

国庫補助金

(補助金名: ) 交付(見込)額: 千円

地方自治体からの補助金

(自治体名: ) 交付(見込)額: 千円

その他の補助金

(補助金名: ) 交付(見込)額: 千円

活用の予定無し

(理由: )

以上

(様式第1-1号) 補助事業の概要 (参考様式)

区分 ※1	事業概要 ※2	事業に要する経費 ※3	他の補助金交付(見込)額 ※4	補助対象経費 ※5	補助率 ※6	申請額 ※7
1						
2						
3						
4						
合計	—				—	

(注) 単位は千円とし、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(摘要)

- ※1 本要綱別表2に定める補助対象経費の区分に準じて記載すること。
- ※2 事業の目的や効果等を具体的に記載すること。
- ※3 当該事業の目的や効果の達成のための事業に要する経費の総額を記載すること。
- ※4 国や他の地方自治体からの補助金の交付を受けた又は受ける見込みである場合は、その区分毎に記載すること。
- ※5 補助対象事業者が負担する経費(事業に要する経費から他の補助金額を控除した額)を記載すること。
- ※6 本要綱別表2に定める補助率を記載すること。
- ※7 補助対象経費に補助率を乗じた額を記載すること。

(様式1-2号) 補助対象となる系統の細目 (参考様式)

補助対象となる系統番号(名称)等 ※1	起点	終点	主な停留所 ※2	車両台数(乗務員数) ※3
合計	—	—	—	

(摘要)

- ※1 系統毎に欄を追加すること。
- ※2 尼崎市域に存する停留所であること。
- ※3 車両台数又は乗務員数は、本要綱の施行の日現在のものを記入すること。



(様式第2号)

尼崎市指令( )第 号  
令和 年 月 日

様

尼崎市  
代表者 尼崎市長 稲村和美 ㊟

尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった補助金については、尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付要綱第5条の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 補助金交付決定額

円

2 補助金交付の条件

以上

(様式第3号)

令和 年 月 日

尼崎市 長 あて

補助対象事業者

所在地

名称

代表者氏名

尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付決定変更申請書

令和 年 月 日付尼崎市指令( )第 号により補助金交付決定通知のあった  
尼崎市公共交通感染症防止対策補助金について、尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付要綱  
第7条の規定により変更したく必要書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付決定を受けた額(変更前)

円

2 補助金を受けようとする額(変更後)

円

3 補助事業の概要

別紙のとおり

4 他の補助制度活用の予定

国庫補助金

(補助金名: ) 交付(見込)額: 千円

地方自治体からの補助金

(自治体名: ) 交付(見込)額: 千円

その他の補助金

(補助金名: ) 交付(見込)額: 千円

活用の予定無し

(理由: )

以上

(様式第3-1号) 補助事業の概要 (参考様式)

区分 ※1	事業概要 ※2	事業に要する経費 ※3	他の補助金交付(見込)額 ※4	補助対象経費 ※5	補助率 ※6	申請額 ※7
1						
2						
3						
4						
合計	—				—	

(注) 単位は千円とし、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(摘要)

- ※1 本要綱別表2に定める補助対象経費の区分に準じて記載すること。
- ※2 事業の目的や効果等を具体的に記載すること。
- ※3 当該事業の目的や効果の達成のための事業に要する経費の総額を記載すること。
- ※4 国や他の地方自治体からの補助金の交付を受けた又は受ける見込みである場合は、その区分毎に記載すること。
- ※5 補助対象事業者が負担する経費(事業に要する経費から他の補助金額を控除した額)を記載すること。
- ※6 本要綱別表2に定める補助率を記載すること。
- ※7 補助対象経費に補助率を乗じた額を記載すること。

(様式3-2号) 補助対象となる系統の細目 (参考様式)

補助対象となる系統番号(名称)等 ※1	起点	終点	主な停留所 ※2	車両台数(乗務員数) ※3
合計	—	—	—	

(摘要)

- ※1 系統毎に欄を追加すること。
- ※2 尼崎市域に存する停留所であること。
- ※3 車両台数又は乗務員数は、本要綱の施行の日現在のものを記入すること。

(様式第4号)

尼崎市指令( )第 号  
令和 年 月 日

様

尼崎市  
代表者 尼崎市長 稲村和美 ㊟

尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付決定変更通知書

令和 年 月 日付で交付決定の変更申請があった補助金については、尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 補助金交付決定額(変更後)

円

2 補助金交付の条件

以上

(様式第5号)

令和 年 月 日

尼崎市 長 あて

補助対象事業者

所在地

名称

代表者氏名

尼崎市公共交通感染症防止対策補助金完了実績報告書

令和 年 月 日付尼崎市指令( )第 号により補助金交付決定通知のあった  
尼崎市公共交通感染症防止対策補助金について、尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付要綱  
第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額

円

2 補助事業の実績

別紙のとおり

3 他の補助制度活用の実績

国庫補助金

(補助金名: ) 交付額: 千円

地方自治体からの補助金

(自治体名: ) 交付額: 千円

その他の補助金

(補助金名: ) 交付額: 千円

活用の予定無し

(理由: )

以上

(様式第5-1号) 補助事業の概要 (参考様式)

区分 ※1	事業概要 ※2	事業に要する経費 ※3	他の補助金交付(見込)額 ※4	補助対象経費 ※5	補助率 ※6	申請額 ※7
1						
2						
3						
4						
合計	—				—	

(注) 単位は千円とし、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(摘要)

- ※1 本要綱別表2に定める補助対象経費の区分に準じて記載すること。
- ※2 事業の目的や効果等を具体的に記載すること。
- ※3 当該事業の目的や効果の達成のための事業に要する経費の総額を記載すること。
- ※4 国や他の地方自治体からの補助金の交付を受けた又は受ける見込みである場合は、その区分毎に記載すること。
- ※5 補助対象事業者が負担した経費(事業に要する経費から他の補助金額を控除した額)を記載すること。
- ※6 本要綱別表2に定める補助率を記載すること。
- ※7 補助対象経費に補助率を乗じた額を記載すること。

(様式5-2号) 補助対象となる系統の細目 (参考様式)

補助対象となる系統番号(名称)等 ※1	起点	終点	主な停留所 ※2	車両台数(乗務員数) ※3
合計	—	—	—	

(摘要)

- ※1 系統毎に欄を追加すること。
- ※2 尼崎市域に存する停留所であること。
- ※3 車両台数又は乗務員数は、本要綱の施行の日現在のものを記入すること。

(その他の添付資料)

※上記様式のほか、補助対象事業費を支払った証として領収書の写し等(内訳が分かるもの)を、又他の補助金の交付がある場合は、それを証するものとして、補助金交付決定通知書等を添付すること。

(様式第6号)

尼崎市指令 ( ) 第 号  
令和 年 月 日

様

尼崎市  
代表者 尼崎市長 稲村 和美 印

尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告書の提出があった補助金について、当該補助金額を確定したので、尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 補助金交付確定額

円

以上





(様式第8号)

令和 年 月 日

尼崎市 長 あて

補助対象事業者

所在地

名称

代表者氏名

尼崎市公共交通感染症防止対策補助金財産処分承認申請書

尼崎市公共交通感染症防止対策補助金により取得（又は効用の増加）した財産を処分したいので、尼崎市公共交通感染症防止対策補助金交付要綱第17条第2項の規定により必要書類を添えて申請します。

記

- 1 申請物件の概要
- 2 申請物件の取得年月日
- 3 申請物件に係る事業費及び補助金の額
- 4 処分の内容（処分予定日、処分の相手方等）
- 5 処分の理由
- 6 その他添付書類

以上